

株 主 各 位

第114回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

第114期（令和5年12月1日から令和6年11月30日まで）

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

会計監査人監査報告書

監査役会監査報告書

津田駒工業株式会社

連結株主資本等変動計算書

(令和5年12月1日から令和6年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和5年12月1日残高	百万円 12,316	百万円 2,434	百万円 △12,714	百万円 △1,243	百万円 793
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			488		488
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	488	△0	488
令和6年11月30日残高	12,316	2,434	△12,226	△1,243	1,281

	その他の包括利益累計額					非 支 配 純 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令和5年12月1日残高	百万円 335	百万円 —	百万円 293	百万円 565	百万円 1,194	百万円 127	百万円 2,115
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							488
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△214	△7	△43	506	240	3	244
連結会計年度中の変動額合計	△214	△7	△43	506	240	3	732
令和6年11月30日残高	120	△7	249	1,072	1,435	131	2,848

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

(ご参考 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和4年12月1日残高	百万円 12,316	百万円 2,434	百万円 △11,468	百万円 △1,243	百万円 2,039
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,246		△1,246
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,246	△0	△1,246
令和5年11月30日残高	12,316	2,434	△12,714	△1,243	793

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資 産計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令和4年12月1日残高	百万円 324	百万円 △0	百万円 471	百万円 211	百万円 1,007	百万円 116	百万円 3,164
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失							△1,246
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	10	0	△177	353	187	11	198
連結会計年度中の変動額合計	10	0	△177	353	187	11	△1,048
令和5年11月30日残高	335	—	293	565	1,194	127	2,115

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当企業グループは、令和元年11月期以降、前期まで5期継続して営業損失及び経常損失を計上しております。当期においては黒字転換を果たしましたが、安定的な利益の獲得には至っておらず、当企業グループには引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当企業グループは、このような状況を解消し、健全な企業活動を継続するために、「中期経営計画2026」に基づき以下の点を重点項目として取り組んでおります。

① 繊維機械事業の受注・売上、採算性向上

「中期経営計画2026」では産業資材、高級スポーツブランド、一般衣料の3つの市場をターゲットとし、売価改善と原価低減を両立し、低操業度でも利益確保できる体制を構築すべく施策を進めております。具体的には下記の取り組みを進めております。

a. エアジェットルーム ZAX001neo Plusの販売促進

従来機種比で消費電力量15%削減を実現したZAX001neo Plusにて、新たな価値観を提案し、拡販に努めます。

b. ウォータジェットルームの販売強化と中国内需向けボリュームゾーンの市場確保

中国においては、中国国内ブランドの高級スポーツカジュアル分野が好調であり、大手企業の設備計画が具体化し受注を積み上げました。現在も継続して大型案件の引き合いをいただいております。一方で欧州の大手アパレルブランドの脱中国を背景にしたインド、バングラデシュ、台湾、ベトナムからの引合いも続いております。

c. 準備機械の性能向上

サイジングマシン（準備機械）は、より付加価値の高い製品を提供できるよう、お客様のご質問・ご要望に対し設計開発へフィードバックしております。また産業資材向けの仕様の充実を進め、受注の積み上げを図っております。

d. 産業資材分野への取り組み、販売促進

エアバッグ、タイヤコード、フラットヤーン、医療用基布といった既の実績ある分野に加え、オーニング、広告バナー、パラシュートなど新たな分野も加え、欧米・中国を中心に販促中です。ITMA ASIA+CITME2024上海においても反響がありました。エアバッグは中国市場において受注を積み上げ、タイヤコードも引き続き増設の商談中です。炭素繊維向けレピアルームについては、海外からの引き合いが増加中です。

e. 販売価格の更なる改善とコストダウンによる収益性向上

お客様の声にお応えした製品性能を追求するとともに、原材料やエネルギーコストを反映した適正な価格での販売を行い、また関連部門との連携を密にしたDXに取り組み、生産効率や業務効率、納期管理の向上を推し進めてまいります。

② 工作機械関連事業の受注・売上の拡大、採算性向上

「中期経営計画2026」では市場ニーズに応えるべく事業・製品の多角化を目指しております。今後需要が増えると予想される業種、また自動化へのニーズに対応した製品の販促を進めます。当期は日本国際工作機械見本市（JIMTOF2024）において様々な新製品の展示・アプリケーションの提案を行い、要求が強くなっている自動化・省人化ニーズに対応した製品開発を進めてまいりました。

a. 自動車業界の駆動要素の多様化に対応したNC円テーブルの販売促進

EVシフトには一服感が見られますが、将来的には駆動要素の一つとなることは必至であります。

ワーク素材や加工技法が今後多様化するにあたり、それに対応したNC円テーブルを市場投入しております。NC円テーブルの通常の機能である切削に加え旋削機能を付加したモデル、ワークや治具の大型化に対応したモデルは既に販促活動を行っており、海外市場を中心に販売実績を積み上げております。

b. 新しい産業分野・加工技術・省人化に対応する新製品の迅速な開発と市場投入

今後拡大が見込まれる航空宇宙産業やクリーンエネルギー発電などでは、既に開発・市場投入済である当社が得意とする大型NC円テーブルの需要があり、短納期で供給できる社内体制ができております。現在データセンター用のバックアップ電源供給として大型ディーゼルエンジンの需要が増加傾向にあり、その部品加工用に大型NC円テーブルの需要増加が見込まれます。また医療用機材加工用として開発した製品のリニューアル化を行い、北米向けに順調に売上を続けております。

c. 新分野への取り組み

昨秋に開催された日本国際工作機械見本市（JIMTOF2024）で出品した小型加工機は、積層造形後の仕上げ加工や、試作など様々な分野での活用が期待されます。また、NC円テーブルの回転軸駆動要素を活かしたバリ取り機についても今後改良を加え、販促を進めてまいります。また工作機械の拡張機能を高める周辺機器の開発にも着手し、今後も新製品の投入を続けてまいります。

③ キャッシュ・フロー確保に向けた対応策

資金計画については、令和7年度の通期予算を基礎に策定しております。通期予算等は、最近の受注高及び受注見込額の推移、過去の売上の推移による趨勢を検討の上、収益予測を行っております。また、費用面においても通期予算を基に計算しておりますが、更なるコストダウンの遂行、経費節減の徹底によって改善を図ってまいります。なお、資金計画には主要金融機関からの借入更新が含まれております。

取引金融機関とは、定期的に資金計画及び中期経営計画の進捗状況の説明を行うなど、緊密な関係を維持しております。

また、売却の意思決定を行った政策保有株式について、相手企業との同意の内容や株式相場を勘案したうえで売却を実施していきます。

以上の対応策に取り組んでおりますが、これら対応策の実現可能性は、国際情勢の動向、原材料価格等の仕入れ価格、海上運賃等の諸経費の高騰や部品の突発的な長納期化などの外部要因に影響を受け、業績回復による黒字の安定的な計上が遅延し、当企業グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当企業グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

共和電機工業(株)

ツダコマ・ゼネラル・サービス(株)

(株)T-Tech Japan

津田駒機械設備（上海）有限公司

津田駒機械製造（常熟）有限公司

非連結子会社の名称

ツダコマテクノサポート(株)

TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED

ふぁみーゆツダコマ(株)

TSUDAKOMA Europe s.r.l.

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司

なお、経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司は令和2年9月30日開催の董事会において、解散を決議し、現在同社は清算手続き中であります。

持分法を適用しない非連結子会社の名称

ツダコマテクノサポート(株)

TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED

ふぁみーゆツダコマ(株)

TSUDAKOMA Europe s.r.l.

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、津田駒機械設備（上海）有限公司及び津田駒機械製造（常熟）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品……………主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

半製品、原材料、貯蔵品…主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

③ デリバティブ ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

出荷済み製品の部品交換費用等に充てるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 環境対策引当金

主として環境対策に伴い発生する処理費用の支出に備えるため、期末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

繊維機械事業

繊維機械事業においては、織機、準備機、繊維機械部品装置の製造および販売を主な事業とし、これらの製品の販売について国内向けは製品の据付完了時点において、海外向けは製品の船積み時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、国内向けは主として製品の据付完了時点で、海外向けは主として製品の船積み時点で収益を認識しております。

工作機械関連事業

工作機械関連事業においては、工作機械アタッチメントの製造および販売を主な事業とし、これらの製品の販売について国内向けは製品の出荷時点において、海外向けは製品の船積み時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、国内向けは主として製品の出荷時点で、海外向けは主として製品の船積み時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスクを回避する目的で、輸出入に伴う実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

投機目的やトレーディング目的での取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品	4,068百万円
仕掛品	1,259百万円
原材料及び貯蔵品	2,689百万円

(2) その他の情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。なお、正味売却価額の見積りは売価から見積追加製造原価等を控除して算定しております。また、営業循環過程から外れた長期滞留品については定期的に帳簿価額を切下げ、当該切下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。これらの見積りには不確実性を伴うため、実績との間に乖離が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,363百万円
無形固定資産	106百万円
減損損失	26百万円

(2) その他の情報

当企業グループは管理会計上の区分により、主として工場別にグルーピングを行っております。減損の兆候を識別した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識いたします。減損損失を認識すべきと判定された資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたします。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値により算定しています。正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいて算定しており、不動産鑑定評価には複数の見積手法が存在し、その選択には判断が伴っております。使用価値は、令和7年度通期予算等に基づいて算定しており、当該通期予算は直近の受注高及び受注見込額、製品ごとの変動費及び固定費の費用予測等の仮定を用いて算定しております。また、資産の耐用年数等一定の仮定を用いて算定しております。

一部の連結子会社において連続して営業損失が発生しており、減損の兆候を識別したものの、当該資産グループの回収可能価額が帳簿価格を上回ったため、減損損失を認識しておりませんが、大幅な計画の延期となっているソフトウェア仮勘定については26百万円の減損損失を計上しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、上記の仮定に変更が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,583百万円
機械装置及び運搬具	89
土地	2,049
計	3,722

上記に対応する債務

短期借入金	780百万円
長期借入金	2,370
計	3,150

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,861百万円

3. 受取手形割引高 24百万円

4. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形及び売掛金	97百万円
支払手形及び買掛金	138
未払金	497

5. 当社の短期借入金及び長期借入金の一部について、連結貸借対照表の純資産の部の金額及び連結損益計算書の経常損益の金額に、財務制限条項が付されており、借入金残高は次のとおりであります。

短期借入金	300百万円
長期借入金	1,050
計	1,350

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当企業グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

連結子会社（共和電機工業(株)）

場所	用途	種類	金額（百万円）
石川県金沢市	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	26

事業用資産における収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末における発行済株式の総数

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	6,807,555	—	—	6,807,555

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿った与信管理によりリスク低減を図っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその時価の把握を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は長期運転資金または設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクの一部に対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、一定の社内ルールに従って実行、管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 投資有価証券 (※2)	260	260	—
資産計	260	260	—
(2) 長期借入金 (※3)	3,333	3,313	△19
負債計	3,333	3,313	△19
デリバティブ取引 (※4)	(7)	(7)	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	24
子会社株式	64

(※3) 長期借入金に記載された金額には1年内返済予定の長期借入金が含まれておりません。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計での正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	260	—	—	260
資産計	260	—	—	260
デリバティブ取引 通貨関係	—	7	—	7
負債計	—	7	—	7

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,313	—	3,313
負債計	—	3,313	—	3,313

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		合計
	繊維機械事業	工作機械関連事業	
	百万円	百万円	百万円
日本	5,782	2,983	8,766
アジア	24,139	1,549	25,688
南北アメリカ	307	819	1,127
ヨーロッパ	618	190	808
その他	18	35	54
顧客との契約から生じる収益	30,867	5,577	36,445
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	30,867	5,577	36,445

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	7,884	7,599
契約負債	1,001	996

- ・ 契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価（前受金）であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
- ・ 当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、859百万円であります。
- ・ 当連結会計年度において、契約負債が5百万円減少した理由は、主に繊維機械事業における受注に伴う前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社の契約負債残高のうち、履行義務期間が1年超の重要な取引が無い場合、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	425.32円
2. 1株当たり当期純利益	76.45円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(令和5年12月1日から令和6年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金
令和5年12月1日残高	百万円 12,316	百万円 500	百万円 1,155	百万円 1,655	百万円 △11,783
事業年度中の変動額					
当期純利益					523
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	523
令和6年11月30日残高	12,316	500	1,155	1,655	△11,260

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和5年12月1日残高	百万円 △1,243	百万円 945	百万円 316	百万円 —	百万円 316	百万円 1,262
事業年度中の変動額						
当期純利益		523				523
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△195	△7	△203	△203
事業年度中の変動額合計	△0	522	△195	△7	△203	319
令和6年11月30日残高	△1,243	1,468	120	△7	112	1,581

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

(ご参考 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金
					繰越利益剰余金
令和4年12月1日残高	百万円 12,316	百万円 500	百万円 1,155	百万円 1,655	百万円 △10,603
事業年度中の変動額					
当期純損失					△1,179
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,179
令和5年11月30日残高	12,316	500	1,155	1,655	△11,783

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和4年12月1日残高	百万円 △1,243	百万円 2,125	百万円 316	百万円 △0	百万円 315	百万円 2,441
事業年度中の変動額						
当期純損失		△1,179				△1,179
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	0	0	0
事業年度中の変動額合計	△0	△1,179	0	0	0	△1,179
令和5年11月30日残高	△1,243	945	316	—	316	1,262

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、令和元年11月期以降、前期まで5期継続して営業損失及び経常損失を計上しておりました。当期においては黒字転換を果たしましたが、安定的な利益の獲得には至っておらず、当社には引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消し、健全な企業活動を継続するために、「中期経営計画2026」に基づき以下の点を重点項目として取り組んでおります。

① 繊維機械事業の受注・売上、採算性向上

「中期経営計画2026」では産業資材、高級スポーツブランド、一般衣料の3つの市場をターゲットとし、売価改善と原価低減を両立し、低操業度でも利益確保できる体制を構築すべく施策を進めております。具体的には下記の取り組みを進めております。

a. エアジェットルーム ZAX001neo Plusの販売促進

従来機種比で消費電力量15%削減を実現したZAX001neo Plusにて、新たな価値観を提案し、拡販に努めます。

b. ウォータジェットルームの販売強化と中国内需向けボリュームゾーンの市場確保

中国においては、中国国内ブランドの高級スポーツカジュアル分野が好調であり、大手企業の設備計画が具体化し受注を積み上げました。現在も継続して大型案件の引き合いをいただいております。一方で欧州の大手アパレルブランドの脱中国を背景にしたインド、バングラデシュ、台湾、ベトナムからの引合いも続いております。

c. 準備機械の性能向上

サイジングマシン（準備機械）は、より付加価値の高い製品を提供できるよう、お客様のご質問・ご要望に対し設計開発へフィードバックしております。また産業資材向けの仕様の充実を進め、受注の積み上げを図っております。

d. 産業資材分野への取り組み、販売促進

エアバッグ、タイヤコード、フラットヤーン、医療用基布といった既の実績ある分野に加え、オーニング、広告バナー、パラシュートなど新たな分野も加え、欧米・中国を中心に販促中です。ITMA ASIA+CITME2024上海においても反響がありました。エアバッグは中国市場において受注を積み上げ、タイヤコードも引き続き増設の商談中です。炭素繊維向けレピアルームについては、海外からの引き合いが増加中です。

e. 販売価格の更なる改善とコストダウンによる収益性向上

お客様の声にお応えした製品性能を追求するとともに、原材料やエネルギーコストを反映した適正な価格での販売を行い、また関連部門との連携を密にしたDXに取り組み、生産効率や業務効率、納期管理の向上を推し進めてまいります。

② 工作機械関連事業の受注・売上の拡大、採算性向上

「中期経営計画2026」では市場ニーズに応えるべく事業・製品の多角化を目指しております。今後需要が増えると予想される業種、また自動化へのニーズに対応した製品の販促を進めます。当期は日本国際工作機械見本市（JIMTOF2024）において様々な新製品の展示・アプリケーションの提案を行い、要求が強くなっている自動化・省人化ニーズに対応した製品開発を進めてまいりました。

a. 自動車業界の駆動要素の多様化に対応したNC円テーブルの販売促進

EVシフトには一服感が見られますが、将来的には駆動要素の一つとなることは必至であります。

ワーク素材や加工技法が今後多様化するにあたり、それに対応したNC円テーブルを市場投入しております。NC円テーブルの通常の機能である切削に加え旋削機能を付加したモデル、ワークや治具の大型化に対応したモデルは既に販促活動を行っており、海外市場を中心に販売実績を積み上げております。

b. 新しい産業分野・加工技術・省人化に対応する新製品の迅速な開発と市場投入

今後拡大が見込まれる航空宇宙産業やクリーンエネルギー発電などでは、既に開発・市場投入済である当社が得意とする大型NC円テーブルの需要があり、短納期で供給できる社内体制ができております。現在データセンター用のバックアップ電源供給として大型ディーゼルエンジンの需要が増加傾向にあり、その部品加工用に大型NC円テーブルの需要増加が見込まれます。また医療用機材加工用として開発した製品のリニューアル化を行い、北米向けに順調に売上を続けております。

c. 新分野への取り組み

昨秋に開催された日本国際工作機械見本市（JIMTOF2024）で出品した小型加工機は、積層造形後の仕上げ加工や、試作など様々な分野での活用が期待されます。また、NC円テーブルの回転軸駆動要素を活かしたバリ取り機についても今後改良を加え、販促を進めてまいります。また工作機械の拡張機能を高める周辺機器の開発にも着手し、今後も新製品の投入を続けてまいります。

③ キャッシュ・フロー確保に向けた対応策

資金計画については、令和7年度の通期予算を基礎に策定しております。通期予算等は、最近の受注高及び受注見込額の推移、過去の売上の推移による趨勢を検討の上、収益予測を行っております。また、費用面においても通期予算を基に計算しておりますが、更なるコストダウンの遂行、経費節減の徹底によって改善を図ってまいります。なお、資金計画には主要金融機関からの借入更新が含まれております。

取引金融機関とは、定期的に資金計画及び中期経営計画の進捗状況の説明を行うなど、緊密な関係を維持しております。

また、売却の意思決定を行った政策保有株式について、相手企業との同意の内容や株式相場を勘案したうえで売却を実施してまいります。

以上の対応策に取り組んでおりますが、これら対応策の実現可能性は、国際情勢の動向、原材料価格等の仕入れ価格、海上運賃等の諸経費の高騰や部品の突発的な長納期化などの外部要因に影響を受け、業績回復による黒字の安定的な計上が遅延し、当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

半製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

(3) デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物…………… 3～50年

構築物…………… 7～50年

機械及び装置…………… 7～12年

車両運搬具…………… 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 製品保証引当金

出荷済み製品の部品交換費用等に充てるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

主として環境対策に伴い発生する処理費用の支出に備えるため、期末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用について、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

繊維機械事業

繊維機械事業においては、織機、準備機、繊維機械部品装置の製造および販売を主な事業とし、これらの製品の販売について国内向けは製品の据付完了時点において、海外向けは製品の船積み時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、国内向けは主として製品の据付完了時点で、海外向けは主として製品の船積み時点で収益を認識しております。

工作機械関連事業

工作機械関連事業においては、工作機械アタッチメントの製造および販売を主な事業とし、これらの製品の販売について国内向けは製品の出荷時点において、海外向けは製品の船積み時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、国内向けは主として製品の出荷時点で、海外向けは主として製品の船積み時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスクを回避する目的で、輸出入に伴う実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

投機目的やトレーディング目的での取引は一切行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	3,111百万円
仕掛品	863百万円
原材料及び貯蔵品	1,588百万円

(2) その他の情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 棚卸資産の評価 (2) その他の情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	1,583百万円
機械及び装置	89
土地	2,049
計	3,722

上記に対応する債務

短期借入金	780百万円
長期借入金	2,370
計	3,150

2. 有形固定資産の減価償却累計額 40,000百万円

3. 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し、下記のとおり保証を行っております。

津田駒機械製造（常熟）有限公司 472百万円（23,070千人民元）

4. 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	2,621百万円
短期金銭債務	354

5. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	86百万円
支払手形	20
未払金	497

6. 当社の短期借入金及び長期借入金の一部について、貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の経常損益の金額に、財務制限条項が付されており、借入金残高は次のとおりであります。

短期借入金	300百万円
長期借入金	1,050
計	1,350

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	1,872百万円
仕入高	2,557
その他の営業取引高	1,243
営業取引以外の取引高	49

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	419,530	387	-	419,917

2. 変動事由の概要

自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	988百万円
繰越欠損金	3,781
関係会社株式評価損	733
貸倒引当金	601
棚卸資産評価損	230
賞与引当金	90
その他	204
繰延税金資産小計	6,632
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,781
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,850
評価性引当額小計	△6,632
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	△422百万円
その他有価証券評価差額金	△52
繰延税金負債合計	△475
繰延税金負債の純額	△475百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	津田駒機械設備(上海)有限公司	中国上海市	2,200千ドル	繊維機械の据付・アフターサービス	(所有)直接100.0%(被所有)無し	当社製品の販売 役員の兼任	部品の販売	1,093	売掛金	992
子会社	津田駒機械製造(常熟)有限公司	中国江蘇省常熟市	103,390千人民元	ウォータージェットルームの製造・販売	(所有)直接88.39% 間接11.61%(被所有)無し	同社製品の部品販売 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付	-	その他(流動資産)	728
							利息の受取	22	その他(流動資産)	9
							部品の販売	262	売掛金	635
							債務保証	472	-	-

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)梶製作所	かほく市	20	機械製造業	(所有)無し (被所有)直接0.1% 間接無し	当社の外注先 役員の兼任	当社製品の加工	391	買掛金	45
									未払金	106
	カジレーネ(株)	かほく市	25	織物製造業	(所有)無し (被所有)無し	当社の得意先 役員の兼任	当社製品の販売	837	売掛金	921

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 津田駒機械設備(上海)有限公司に対する当社製品の販売の取引条件については、一般取引先と同様当社希望価格をもとにし、交渉の上決定しております。
 - (2) 津田駒機械製造(常熟)有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、当社製品の販売の取引条件については、一般取引先と同様当社希望価格をもとにし、交渉の上決定しております。
 - (3) (株)梶製作所に対する当社製品の加工等の取引条件については、一般取引先と同様当社希望価格と提示された見積価格をもとにし、交渉の上決定しております。
 - (4) カジレーネ(株)に対する当社製品の販売の取引条件については、一般取引先と同様当社希望価格をもとにし、交渉の上決定しております。
- 津田駒機械製造(常熟)有限公司の銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しており、保証料は受領しておりません。
 - 津田駒機械製造(常熟)有限公司への債権に対し、1,240百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において145百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	247.63円
2. 1株当たり当期純利益	81.89円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年1月24日

津田駒工業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和5年12月1日から令和6年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、津田駒工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和元年11月期以降、前連結会計年度まで5期継続して営業損失及び経常損失を計上していた。当連結会計年度においては黒字転換を果たしたが、安定的な利益の獲得には至っておらず、会社には引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年1月24日

津田駒工業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和5年12月1日から令和6年11月30日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和元年11月期以降、前事業年度まで5期継続して営業損失及び経常損失を計上していた。当事業年度においては黒字転換を果たしたが、安定的な利益の獲得には至っておらず、会社には引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年1月2日から令和6年1月30日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年1月30日

津田駒工業株式会社 監査役会

常勤監査役 長 谷 博 史

常勤監査役 若 森 達 雄

監 査 役 澁 谷 進

監 査 役 梶 政 隆

(注) 監査役 澁谷 進及び梶 政隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上